資料3： 能登地震は、海底活断層の認定に変動地形学的手法が不可欠であることを、これまで以上に明らかにした。
しかし、NUMO の報告書（案）は、変動地形学的研究の成果を一方的に否定している。原子力規制委員会の規制基準の無視にも当たる。

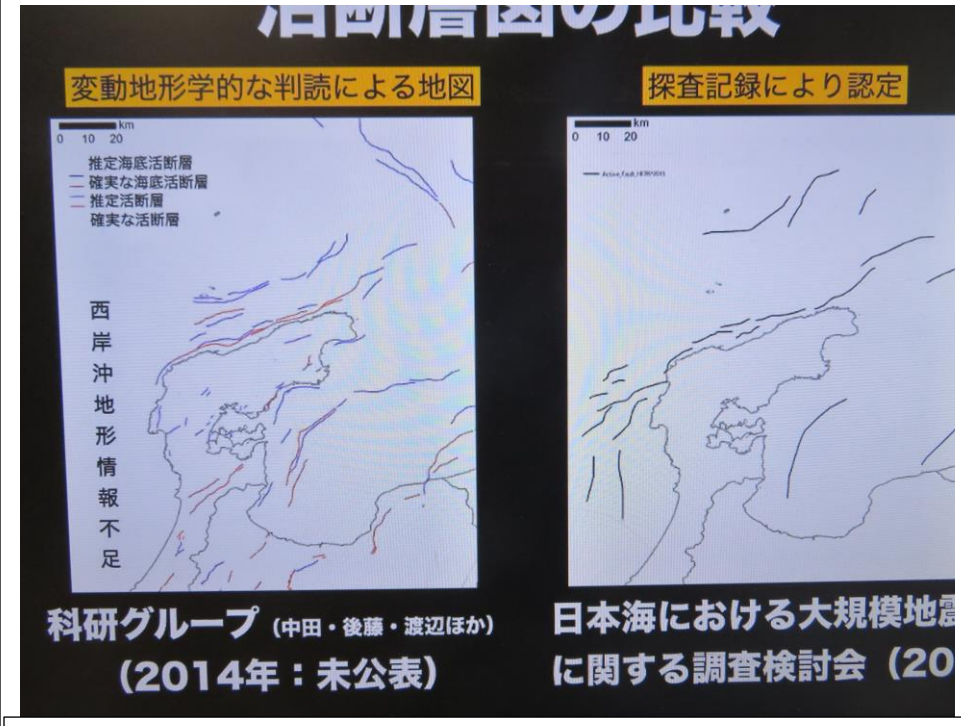

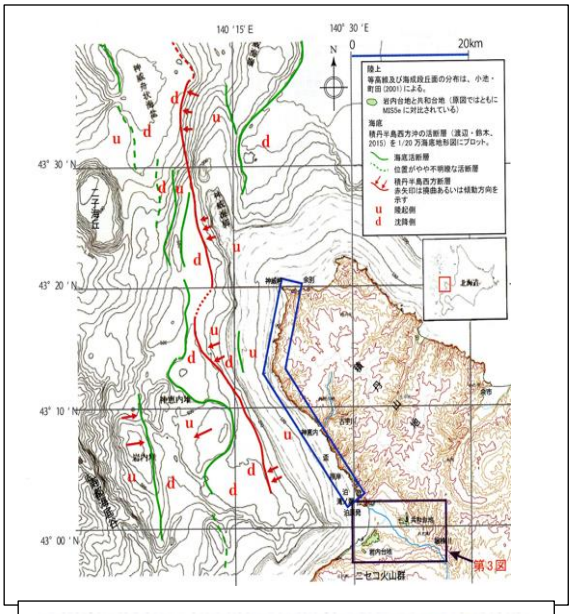

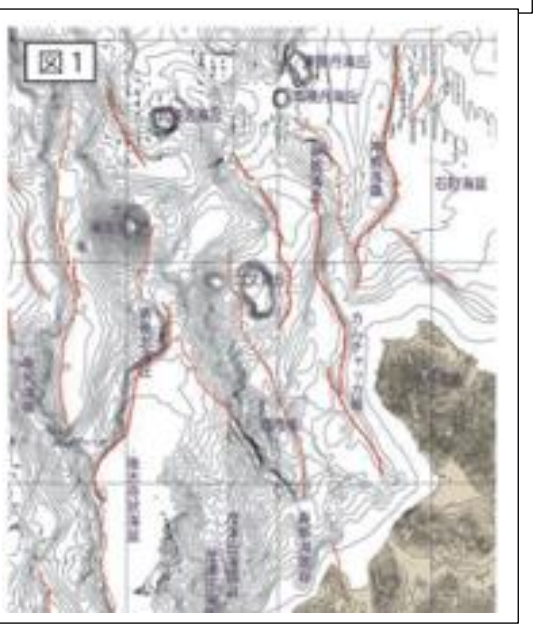

2024 年 1 月 31 日、一般社団法人防災学術連携体主催で開催された「令和6年能登半島地震・1ヶ月報告会」での後藤秀昭（広島大）の発表のスナップショットから、今回の能登地震を引き起こした海岸近くの海底活断層は、従来の音波探査では特定できず（右下図）、変動地形学的手法でのみ認定されたことが明らかになった。積丹沖では、右図のように、多くの海底活断層が変動地形学的手法によって認定されてきている。しかし、NUMO はそれらをすべて一方的に否定している。

能登地震を引き起こした海底活断層を正しく認定した変動地形学的手法を評価し、すべての海底活断層の評価を新たな視点からやり直すべきである。

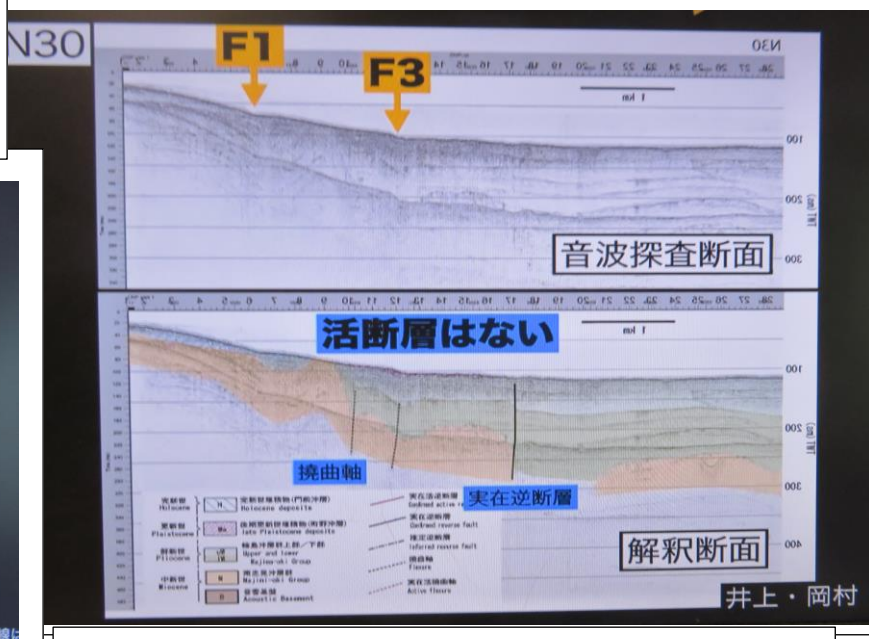

能登地震を起こした F1,F3 断層は、従来の音波探査（井上・岡村、2010）では、「活断層はない」とされていた場所にあったことが、変動地形学的手法であきらかにされた。

原子力規制委員会の海底活断層についての審査基準

② 変動地形学的調査、地質調査、地球物理学的調査について、それぞれが独立した視点から行う調査であることを踏まえ、例えば変動地形学的調査により、断層の活動を示唆する結果が得られ、これを他の調査で否定できない場合には、活動性を否定できないこと等を念頭に評価を進めること。（東北地方太平洋沖地震から得られた知見の反映 「まえがき」 より）